

## 西遊佐風力発電事業について

### 【報告】

#### 1 山形県環境審議会第2回自然環境部会における審議（平成27年10月19日）

##### （1）審議結果

西遊佐風力発電事業（鳥海国定公園における風力発電施設設置許可申請）について、鳥海国定公園の自然環境に特に重大な影響を及ぼすものではないと認められた。

ただし、部会において様々な意見や議論があったので、付帯意見を付したうえで答申することが決議された。

##### （2）山形県環境審議会答申について（平成27年11月11日付け山環審第7号）

環境影響評価の結果から、当該施設の設置については、鳥海国定公園の自然環境に重大な影響を及ぼすものではないと認められるので、許可相当と思料されます。

ただし、この結論に至るまでには、本部会において様々な議論がありましたので、自然公園における風力発電に関する事項及び許可にあたって事業者が順守すべき事項を付帯意見として付記します。

##### 【付帯意見1】自然公園における風力発電について

風力発電は、地球温暖化防止に大きく寄与するものであり、人類のコントロールが及ばない原子力エネルギーへの依存度を低減するためにも、わが国においても積極的に推進すべきものである。

しかしながら、優れた自然の風景地である自然公園の中では、風力発電の立地選定は風力発電適地の視点からのみ行うことなく、設置により自然公園の価値が著しく損なわれるおそれのある地域を可能な限り避ける等の配慮が必要である。

##### 【付帯意見2】許可にあたって事業者が順守すべき事項について

- 1 改変地の植栽工においては、ハマナス等の在来種であっても、極力現地産のものを使用するとともに、砂草植生において、外来種であるオオハマガヤ（アメリカハマニク）の拡大を招くことがないようにすること。
- 2 風力発電施設を撤去する場合は、撤去計画に基づき原状復旧すること。

#### 2 自然公園法第20条第5項に基づく環境大臣との協議について

- （1）環境大臣あての知事名協議文書及び申請書他関係資料一式送付

平成27年11月17日付け

- （2）協議書に関する環境省からの回答について

平成27年12月28日現在未回答

※12月22日付けで環境省から内容確認、照会事項あり（現在対応中）